五　高雄事務所の所在地の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	Chenggong 2nd Road, 6F-3, No.25, Cianjhen District, 806, Kaohsiung City, Taiwan
変更後	6F-3, No.25, Chenggong 2nd Road, Cianjhen District, Kaohsiung City 806, Taiwan

㈡　変更年月日　令和七年九月十日

六　事業所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
天津事務所	B-D-E, 11／F, Building B, Ping An Mansion, No.59 Machang Road, Hexi District, Tianjin 300203, People's Republic of China
パース事務所	Level 7, 182 St Georges Terrace, Perth WA 6000, Australia
シドニー事務所	Level 7, 124 Walker Street, North Sydney NSW 2060, Australia

㈡　変更年月日　令和七年九月十日

○関東地方整備局告示第二百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　八潮市大字八條字白鳥八四八番から同市大字八條字入谷七四六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

その関係図面は、令和七年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

供用開始の期日　令和七年十月六日

○関東地方整備局告示第二百七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和七年九月十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

令和七年十月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：接触ろ床方式

製造者の住所・氏名	東京都港区芝浦三丁目６番18号　株式会社西原ネオ 代表取締役　月橋　伸夫
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　フジクリーン工業株式会社　那須工場 福岡県飯塚市綱分1471－７　フジクリーン工業株式会社　飯塚工場

認定番号	浄化槽の名称
3－25－H－002－１	ネオ浄化そう　NRC－51A～400A型
〃	NRC－51B～800B型

○関東地方整備局告示第二百八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和七年九月十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

令和七年十月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式

製造者の住所・氏名	東京都港区芝浦三丁目６番18号　株式会社西原ネオ 代表取締役　月橋　伸夫
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　フジクリーン工業株式会社　那須工場 福岡県飯塚市綱分1471－７　フジクリーン工業株式会社　飯塚工場

認定番号	浄化槽の名称
3－25－H－003－１	ネオ浄化そう　NAC－51A～4000A型
〃－２	NAC－51B～4000B型
〃－３	NAC－51C～4000C型
〃－４	NAC－51D～4000D型
〃－５	NAC－51E～4000E型
〃－６	NAC－51F～4000F型
〃－７	NAC－51G～4000G型
〃－８	NAC－51H～4000H型
〃	NAC－51I～4000I型

○九州地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百九十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸島市多久字長田八一九番二地内	前	八〇・七五～八二・一六	メートル 一六
	後	八二・一六～八三・三九	キロメートル 〇・〇〇七

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局、同局福岡国道事務所及び福岡県道路公社

○九州地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百九十七号　糸島市多久字長田八一九番八から同市多久字長田八一九番二まで　九州地方整備局、同局福岡国道事務所及び福岡県道路公社

供用開始の期日　令和七年十月六日